

提出書類チェック表

年 月 日

(申請者)

番号	有無	名 称	備 考
1		解体業許可(許可の更新)申請書	様式第5(第55条関係) 役員の氏名欄は「別紙(記載)の とおり」でも可
2		解体業を行おうとする事業所の施設の構造を明らかにする図面(平面図・立面図・断面図・構造図), 設計計算書, 付近の見取り図※1	平面図, 附近見取図必須
3		施設の所有権(又は使用権限)の証明書※1	土地公図, 謄本, 契約書の写し等
4		事業計画及び収支見積書(様式1)	
5		事業計画及び収支見積書(様式2)	
6		本籍地が記載された住民票の写し 申請書(届出書)に係る証書	申請者が個人の場合
7		定款又は寄付行為 登記簿謄本(履歴事項全部証明書) 役員の本籍地が記載された住民票の写し 申請書(届出書)に係る証書	申請者が法人
8		・個人株主: 本籍地が記載された住民票の写し ・個人株主: 申請書(届出書)に係る証書 ・法人株主: 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	発行済株式総数又は総出資額の 5/100以上を占める者
9		使用人の本籍地が記載された住民票の写し 申請書(届出書)に係る証書	使用人(本店若しくは支店の代表者 又は廃棄物処理に係る契約締結権 限を有する者の代表者)
10		法定代理人の本籍地が記載された住民票の写し 法定代理人の申請書(届出書)に係る証書	申請者が未成年者であり, かつ, その法定代理人が個人の場合
11		法定代理人の定款又は寄付行為 法定代理人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書) 法定代理人の役員の本籍地が記載された住民票の 写し 法定代理人の申請書(届出書)に係る証書	申請者が未成年者であり, かつ, その法定代理人が法人の場合
12		誓約書	
13		他県等の許可証の写し※2	既に他に解体業・破砕業又は産業 廃棄物処理業の許可を受けている 場合(更新許可の場合は不要)
14		標準作業書	許可申請書に記載しない場合
手数料(高知市収入証紙)			・新規78,000円 ・更新70,000円

※1: 更新許可の場合, 前回の許可申請時から施設関係の変更がなければ, 施設関係の添付書類(2及び3)は不要

※2: 当該都道府県又は政令市で初めての許可申請の場合には, 既に他に解体業・破砕業又は産業廃棄物処理業の許可を受けていれば, 当該都道府県知事又は政令市長は, その許可証の写しの提出を受けて添付書類の一部(6・7(定款又は寄付行為及び登記簿謄本に限る。)・8から11まで)を不要とすることができる。